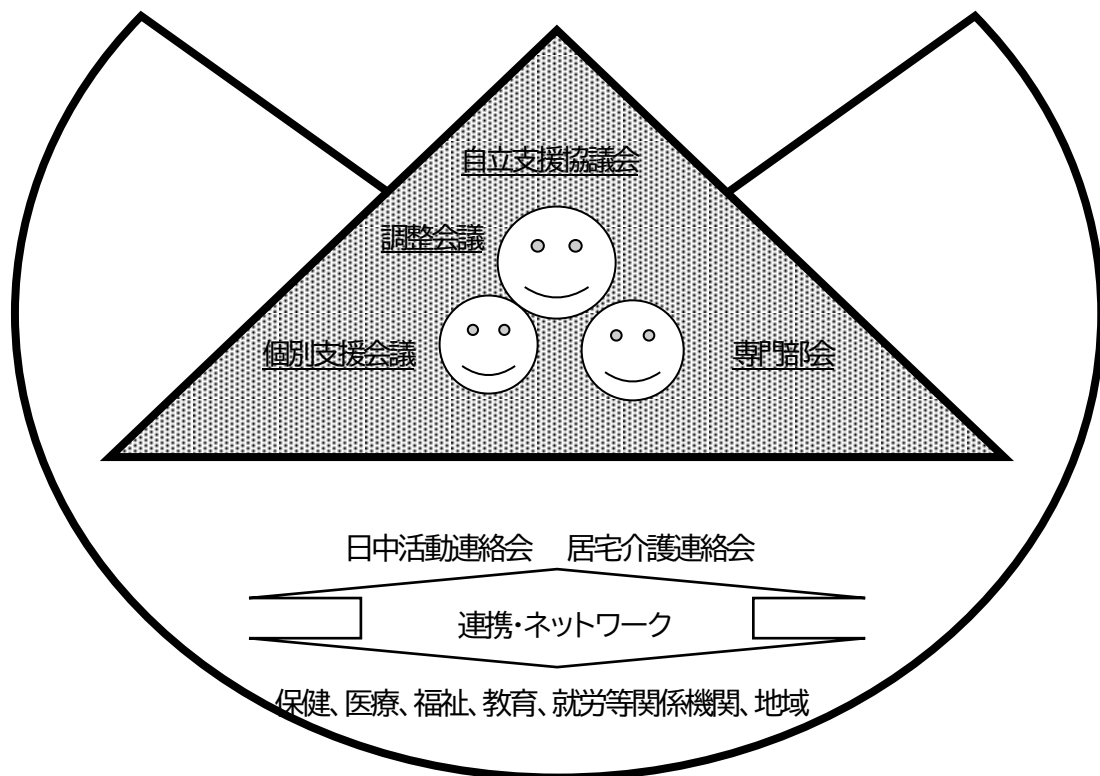


木更津市地域自立支援協議会

～ 自立と、共に支えあうまち・きさらづ ～

【組織のイメージ図】



令和 5年 7 月

木 更 津 市



協議会の設置目的

障がい者等、障がい児の保護者又は介護者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、障害者のニーズに合わせた複数のサービスを適切に結びつけて調整することや社会資源の有効活用、改善、開発等を行うため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者のネットワークの構築を図り、地域ニーズを丁寧に拾い上げ、必要な支援につなげていく相談支援事業の充実を図ることが最も重要であり、そのため中核的役割となる「木更津市地域自立支援協議会」を設置するものとする。



協議会の基本目標

- ① 共通の目的を持つこと
法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」について、全員が共通認識を常に持ちながら参加することが必要です。
- ② 情報を共有すること
地域の実態や課題等の情報を集約し、全員が共有しなければなりません。地域の実態や課題等を把握するためにも、個別支援会議を協議会の原点として位置付けることが必要です。
- ③ 具体的に協働すること
参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄り、制度や誰かの所為にするのではなく全員が自らの課題として受け止め、共に解決しよう、自分の所では何ができるのか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していくことが必要です。従来の陳情・要求スタイルから脱却を図り、共通の目的に向け具体的に協働することが必要です。
- ④ 地域の関係者によるネットワークを構築すること
 - (1) 利用者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の他分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意することが必要です。
 - (2) 官と民が協働するシステムを構築する必要があります。
 - (3) 「ネットワークは誰のために行うのか？」と問われれば、それは当たり前のことですが、「支援を必要としている障害者等のために行われる」のはずです。1事業所では用意できる支援には限界があるということに気づけば、自ずと顔が見えるネットワークの必要性が判ると思います。



協議会の組織と役割

組 織

全体会議

34の関係機関等で構成する。

調整会議

- ・5の福祉等関係機関
- ・各専門部会長(就労生活支援部会、こども部会、権利擁護部会、居住支援部会、啓発交流部会、安心安全部会)

個別支援会議

- ・ 個別の困難事例に対して相談に必要な機関等で構成し、連携して支援を行う。

専門部会

- ① 就労生活支援部会
- ② こども部会
- ③ 権利擁護部会
- ④ 居住支援部会
- ⑤ 安心安全部会
- ⑥ 啓発交流部会

役 割

総会・臨時総会

任期3年 (令和3年度～令和5年度)

総会年2回・・・個別支援等に係る協議、前年度事業報告及び今年度事業計画等及び新しい施策等や障害者計画の見直し等を協議する。

臨時会議(随時)

※事務局・木更津市福祉部障がい福祉課

木更津市の相談支援の核となる事業所等で構成。

年2回 ※必要が生じた場合は、随時開催

個別支援会議の迅速かつ円滑な運営及び専門部会等から提案のあった案件等の内容を精査して協議会へ上程する案件の最終調整を行う場とする。また、困難事例や障害者計画について、必要に応じて専門部会へ調査・検討を依頼する。

関係機関等の実務担当者レベルで構成

(事案に必要な機関でその都度構成)

必要が生じた場合、随時開催

困難事例解決のため、事例に合わせて必要なメンバーで開催。

市及び相談支援事業所が、処遇困難ケースの検討を行う。併せて情報共有を行う。

地域の中長期の課題・特別プロジェクトなど地域全体を考える部会として、分野ごとの実務担当者レベルで設置する。

会議開催は、原則年4回程度(概ね3か月間隔)

障害福祉計画の見直しや地域の状況等を把握して、新たな施策等の協議会への提言、地域の情報などを収集して、地域全体でのイベント(フォーラムや研修会・広報誌の発行)などを企画して、地域のコミュニケーションを図ることを目的とする。

※個別支援機関会議や調整会議から提出された課題や問題点で、即対応できない事項や地域全体での調整を要する課題や施策等が生じた場合、また、新ささらづ障害者プランにおける計画・目標などについて、調整会議が専門部会へ調査・検討を依頼する。